

特定非営利活動法人市民福祉ネットワーク多摩定款

平成 17 年 6 月 25 日作成

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、特定非営利活動法人市民福祉ネットワーク多摩と称し、略称をNPO福祉ネットとする。

(事務所)

第2条 当法人は、事務所を東京都多摩市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、必要とする全ての人に対して、等しく福祉サービスが行き渡り、文化・芸術を楽しみ、参加できる環境づくりや、子どもから高齢者まで、共に豊かに地域で自立して生活していけるまちづくりの実現を図るための事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の増進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①福祉サービス等の情報提供および情報交換に関する事業
 - ②福祉サービス提供者の人材育成および交流に関する事業
 - ③福祉サービス等の利用者支援に関する事業
 - ④東京都福祉サービス第三者評価機関として、福祉サービス提供事業者の評価に関する事業
 - ⑤コミュニティカフェの運営による寄り合いの場と、利用者への飲食の提供による地域の活性化および、まちづくりの推進を図る事業
 - ⑥ライブや演芸など様々な催し物の開催により、地域の世代間交流を計る場の提供に関する事業
 - ⑦ライブや演芸など様々な活動を行う団体・個人への場の提供、助言又は援助に関する事業
 - ⑧前各号に付帯する一切の事業
 - ⑨その他の本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 当法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) その他の会員 理事会が別に規則において定めた会員

(入会)

第7条 当法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表に提出する。

- 2 前項の入会申込者は、正当な理由がない限り入会を承認し、代表は入会申込者に対しこれを通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けたものは、入会金と年会費を払い込むことによって正会員となることができる。
- 4 当法人のその他の会員になろうとする者は、理事会が別に規則において定めた方法によって、その他の会員になることができる。
- 5 法人または団体たる会員にあっては、法人または団体の代表者として当法人に対しその権利を行使する1人の者（以下、「会員代表者」という）を定め、代表に届け出なければならない。
- 6 会員代表者を変更した場合は、速やかに代表にその旨を届け出なければならない。

(入会金および会費)

第8条 入会金および年会費の額は、別に総会で定めるものとする。

(退会)

第9条 会員で当法人を退会しようとする者は、別に定める退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。
 - (1) 死亡しまたは失踪宣告を受けたとき
 - (2) 法人または団体が解散したとき
 - (3) 会員が会費を1年以上滞納したとき

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合は、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決に基づき、これを除名することができる。

- (1) 法令、当法人の定款または規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を毀損し、または当法人の目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第11条 当法人は、すでに納入された会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(役員の種類および定数)

第12条 当法人に、役員として理事3人以上と監事1人以上を置く。

2 理事のうち、1人を代表、2人を副代表とする。

(選任等)

第13条 理事および監事は総会において正会員（団体にあってはその代表者）のうちから選任する。

2 総会が招集されるまでの間において、補欠または増員のため理事または監事を緊急に選任する必要があるときは、前項および第21条の規定にかかわらず、理事会の議決によりこれを選任することができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

3 代表・副代表は、理事会において理事の互選により定める。

4 監事は、理事または当法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 代表は、当法人を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、または代表が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、当法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること

(3) 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況または特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、第12条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその業務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(顧問)

第 19 条 当法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者または当法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により代表が委嘱する。
- 3 顧問は当法人の運営に関して代表の諮問に答え、または代表に対して意見を述べる。
- 4 顧問の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。

第 4 章 総会

(種別)

第 20 条 当法人の総会は、通常総会および臨時総会の 2 種類とする。

(構成)

第 21 条 総会は正会員をもって構成する。ただし、社員でない会員等の出席や発言も可能であるが、議決権を持つことはできない。

(権能)

第 22 条 総会は、本会の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 事業報告および決算の承認
- (2) 役員の選任および解任、職務、報酬
- (3) 入会金および年会費の額
- (4) 定款の変更
- (5) 合併
- (6) 解散
- (7) 解散した場合の残余財産の処分
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした場合
- (2) 正会員の4分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事が招集した場合

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面をもって、開催日の2週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。
- 3 前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、代表は速やかに総会を招集しなければならない。この請求があったにもかかわらず、代表がこの請求のときから1ヶ月以内に会議を招集しないときは、請求をした者の代表者が、会議を招集することができる。

(議長)

第25条 総会の議長は、出席した理事のうちから代表が指名する。ただし、第23条第2項第3号による場合において、臨時総会を開催したときは、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ議決することはできない。

(議決)

- 第27条** 総会の議決は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 総会において、第24条第2項または第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
 - 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

- 第28条** 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。
- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
 - 3 第1項の規定により表決権を行使する正会員は、第26条および前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要と議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) その他運営に関する事項

(運営方法)

第32条 理事会の開催、招集、議長、定足数、議決、書面評決、議事録などの理事会の運営方法は、理事会の議決を経て、代表が定める規則による。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第33条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 事業に伴う収入
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第34条 当法人の資産は代表が管理し、その管理方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第35条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度および会計等)

第 36 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 会計の方法、区分、予算の決定・変更、決算、事業計画、事業報告などの事項は、総会の議決による。

第 7 章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第 37 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経て、かつ特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いては、所轄庁の認証を得なければならない。ただし可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、速やかに所轄庁にその旨を届け出なければならない。

(解散)

第 38 条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第 1 号の規定に基づき解散する場合は、正会員総数の 5 分の 1 以上が出席した総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(合併)

第 39 条 当法人は、正会員総数の 5 分の 1 以上が出席した総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を得、かつ所轄庁の認証を受けなければ、合併することはできない。

(残余財産の帰属先)

第 40 条 当法人が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人または社団法人、財団法人、社会福祉法人に寄付するものとする。

(公告の方法)

第 41 条 当法人の公告は、当法人の事務所の前の掲示^場板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第8章 雑則

(事務局)

第42条 当法人は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

(実施細則)

第43条 この定款の実施に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

付則

- 1 この定款は、本会が法人として成立した日から施行する。
- 2 当法人の設立当初の、入会金および年会費の額は、第8条の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 3 当法人の設立当初の役員は、第13条第1項および第3項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年の通常総会までとする。

理事（代表）	福島	真
理事（副代表）	中村	健二
理事（副代表）	渡辺	和則
理事	阿部	仁
理事	木村	美樹子
理事	高梨	孝江
理事	高橋	和彦
理事	戸崎	淳
理事	笛木	毅
理事	藤尾	誠
理事	星	且二
理事	松原	和男
理事	松山	博光
監事	新井（美沙子）	美佐子

- 4 当法人の設立当初の事業年度は、第36条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 5 当法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第36条第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この定款は 2003年 4月 30日から施行する。
- 7 この定款は 2005年 10月 4日から施行する。
- 8 この定款は 2018年 9月 29日から施行する。